

船橋市旅館業法に基づく衛生に必要な措置等を定める条例

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。</p> <p>(2) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。</p> <p>(3) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(4) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。</p> <p>(5) 浴槽水 浴槽内の水及び湯をいう。</p> <p>(浴室の衛生管理)</p> <p>第10条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) シャワー及び打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。)は、循環している浴槽水を使用しないこと。</p> <p>(3) 循環ろ過器(浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。)を設置する浴槽については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。</p>	<p>(浴室の衛生管理)</p> <p>第10条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洗い場に備え付けられた給水栓及び給湯栓は、清潔な水及び湯(人の飲用に適する水及び湯をいう。以下同じ。)を十分に供給すること。</p> <p>(3) シャワー又は打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。)は、清潔な水及び湯を使用すること。</p> <p>(4) 循環ろ過器(浴槽内の水及び湯(以下「浴槽水」という。))を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。)を設置する浴槽については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(5) (略)</p>

(6) オーバーフロー水(浴槽からあふれ出た水及び湯をいう。以下同じ。)並びに回収槽(オーバーフロー水を回収し、貯留する槽をいう。)の水及び湯を浴用に供しないこと。ただし、規則で定めるところにより管理する場合は、この限りでない。

(7) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

(8) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(9) 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する装置をいう。)及び貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。)は、規則で定めるところにより管理すること。

(10) 客室以外の場所において共同で使用する浴室を設ける場合は、入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前には身体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項を掲示すること。

(洗面所の衛生管理)

第11条 洗面所は、飲用に適する水及び湯を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保たなければならない。

(衛生管理責任者)

第12条の2 自主管理を行うため、法第2条第1項に規定する旅館業を営む者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めなければならない。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1)～(4) (略)

(5) 洋式浴室以外の浴室のうち洗い場を有する浴室は、当該洗い場に入浴者の需

(6) 浴槽に使用する水及び湯は、回収槽(浴槽からあふれ出た水及び湯を回収し、貯留する水槽をいう。)の水及び湯を使用しないこと。

(7) 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること。

(8) 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

(洗面所の衛生管理)

第11条 洗面所は、清潔な水及び湯を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保たなければならない。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1)～(4) (略)

(5) 洋式浴室以外の浴室のうち洗い場を有する浴室は、当該洗い場に入浴者の需

要を満たすことができる十分な数の給  
水栓及び給湯栓を有すること。

(6) 洋式浴室以外の浴室の浴槽は、オー  
バーフロー水並びに洗い場等で使用さ  
れた水及び湯が流入しない構造である  
こと。

(7) 洋式浴室以外の浴室の浴槽に気泡発  
生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射  
装置等微小な水粒を発生させる設備を  
いう。以下同じ。)を設置する場合は、  
当該気泡発生装置等の吸気口は、土ぼ  
こりが入らない構造であること。

(8) (略)

ア～エ (略)

オ 循環ろ過器を設置した浴槽は、気泡  
発生装置等が設置されていないこと。  
ただし、当該浴槽の浴槽水を毎日換水  
して使用する場合は、この限りでな  
い。

カ (略)

(9)～(11) (略)

要を満たすことができる十分な数の給  
水栓及び給湯栓をそれぞれ同数有する  
こと。

(6) 洋式浴室以外の浴室の浴槽は、浴槽  
から洗い場等にあふれ出た水及び湯並  
びに洗い場等で使用された水及び湯が  
流入しない構造であること。

(7) 洋式浴室以外の浴室の浴槽に気泡等  
発生装置(気泡及び水流を発生させる装  
置をいう。以下同じ。)を設置する場合  
は、当該気泡等発生装置の吸気口は、土  
ぼこりが入らない構造であること。

(8) (略)

ア～エ (略)

オ 循環ろ過器を設置した浴槽は、気泡  
等発生装置その他微小な水粒を発生  
させる設備が設置されていないこと。  
ただし、当該浴槽の浴槽水を毎日換水  
して使用する場合は、この限りでな  
い。

カ (略)

(9)～(11) (略)